

各位

会 社 名 株式会社ヤマダ電機
 代表者名 代表取締役社長 三嶋 恒夫
 (コード番号 9831 東証第一部)
 問合せ先 取締役兼執行役員専務 岡本 潤
 (TEL. 0570-078-181)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月26日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2020年6月26日に開催予定の当社第43回定時株主総会により承認可決されること及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として2020年10月1日を効力発生日とした持株会社体制に移行する予定であります。これにより、経営の管理・監督と業務の執行を分離し、当社グループの持続的成長、発展のための経営戦略の企画・立案をはじめとした総合的な統制に特化することで、今まで以上のグループガバナンスの強化及びさらなる当社グループの企業価値向上を実現するため、また、取締役の員数の変更等による取締役会における審議の充実を図るため、定款の一部を変更いたします。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社ヤマダ電機と称し、英文では <u>YAMADA DENKI CO., LTD.</u> と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～34.(条文省略)	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社ヤマダホールディングスと称し、英文では <u>YAMADA HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。 1.～34.(現行どおり)
第3条～第19条(条文省略)	第3条～第19条(現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>17</u> 名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。
第21条～第22条(条文省略)	第21条～第22条(現行どおり)

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。また必要に応じ、取締役会の決議により、更に代表取締役を定めることができ、各自会社を代表するものとする。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。また必要に応じ、取締役会の決議により、更に代表取締役を定めることができ、各自会社を代表するものとする。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。</p>
<p>第24条～第45条(条文省略)</p>	<p>第24条～第45条(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条、第2条、第20条、第23条の変更は、2020年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除するものとする。</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年10月1日(予定)

以上